



中小企業の為の経営のヒント

## 菅原会計通信

2020年9月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

### 法務局で自筆証書遺言の保管ができます

これまでは、自分で作成した遺言書は自己責任のもと保管が求められ、保管場所を忘れてしまったり、不利な扱いを受ける相続人が遺言書を破棄したり、いざ亡くなられた場合に残された方が遺言書を見つけることができなかつたりと、いろいろな問題がありました。令和2年7月10日より、法務局で遺言書を保管することができるようになりました。

法務局で遺言書を保管するメリットは、下記の3つです。

#### ① 紛失しない

法務局で遺言書を保管してくれるので、紛失の心配がありません。

#### ② 破棄・改ざん・隠匿されない

遺言書が法務局で保管されるため、相続人や第三者に破棄・改ざん・隠匿される心配がありません。

#### ③ 家庭裁判所の検認が不要

法務局以外で自筆証書遺言が見つかった場合、家庭裁判所による検認を受けることとなりますが、検認作業におよそ1ヶ月かかり、その間は遺産分割を進めることができません。

法務局で保管の際には、本人確認や、遺言書方式の適合性もチェックしますので、相続手続きの円滑化が期待できます。ぜひ活用してください。

ご不明な点などあれば、当事務所までお問い合わせください！

(伊藤 記)

